

# 浮田和民の社会構想と教育思想 から倫理的帝国主義提唱期まで

言論活動出発期

著者	神谷 昌史
雑誌名	紀要
号	20(別冊)
ページ	(1)-(10)
発行年	2018-03-20
URL	<a href="http://doi.org/10.32125/00000004">http://doi.org/10.32125/00000004</a>

## 浮田和民の社会構想と教育思想——言論活動出発期から倫理的帝国主義提唱期まで

神谷 昌史

はじめに

開国・維新以降、明治期を通じて最も大きな国家的課題だったのは、一方においては開国以来否応なしに意識せざるを得なかった欧米諸列強からの国家的独立であり、もう一方では国民(国民観念)の形成とそれへの一体感の涵養、およびそれを基盤とした国家的統一、つまり国民国家の形成であった。もちろん両者は深く結びついていた。明治期における条約改正、自由民権運動、憲法制定、国会開設といった諸問題は、国家的独立と国民国家形成という課題に当然ながら深く関連していたのである。

本稿では、明治一〇年代から昭和戦前戦中期までの長期に渡って言論活動を行い、また早稲田大学などで長年教鞭を取った思想家浮田和民(一八五九年〜一九四六年)を取り上げ、その言論活動最初期である一八八〇年代から一八九〇年代における論考を考察の対象とする<sup>1</sup>。抽象的議論からはじまって、徐々に具体性を帯びてくる彼の議論

に即しつつ、彼が国家や社会のあり方をどのように構想したかという問題と、国家的独立をどのように考えていたかという問題とを重ね、それが教育論としてどのように展開されていたのかを考察してみたい。

### 1 明治一〇年代の観念的議論

浮田の言論活動は明治一〇年代初頭から始まる。一八七六(明治九)年七月、熊本洋学校を卒業し、同年九月に同志社英学校に入学した浮田は、同志社在学中の一八七八(明治一一)年に、キリスト教系の週刊新聞である『七一雑報』に「源因論」<sup>2</sup>を寄稿、一八八〇(明治一三)年にかけて同誌に論説を発表し、一八八一(明治一四)年には同誌の編集長となる。同年からはキリスト教系雑誌の『六合雑誌』に論説を執筆するようになり、明治一〇年代を通して、年間二本から四本

<sup>1</sup> 本稿と関連する拙稿として、①「浮田和民における文明論と辛亥革命という事件」『大東法政論集』第六号、一九九八年三月、②「一九〇一年の「新日本」——浮田和民における「倫理的帝国主義」の成立」『大東法政論集』第七号、一九九九年三月、③『国民之友』から『太陽』へ——浮田和民の思想的展開を中心に」西田毅・和田守

他編『民友社とその時代——思想・文学・ジャーナリズム集団の軌跡』ミネルヴァ書房、二〇〇四年一月、④「帝国主義形成期における中国観と国際社会観の構造と特質」城達也・宋安鍾編『アイデンティティと共同性の再構築』世界思想社、二〇〇五年一月、などがある。特に①②は手を加えたいうえで本稿に利用している。<sup>2</sup> 『七一雑報』第三巻第四二号、一八七八年一〇月一八日。

程度のペースで論説を公表している<sup>3</sup>。明治一〇年代におけるこうしたキリスト教系啓蒙雑誌に発表された論説は、一言でいうなら、抽象的、形而上学的、観念的な宗教論や哲学的議論という性格が強いものであった。現実批判の視座も現れてはいるが、もっぱら観念的原理の立場からの批判に終始しているといえるだろう。この時期の浮田の主な問題関心は、近代科学や哲学と有神論・宗教論の関係性といった問題系であり、科学と宗教が決して対立するものではなく、相互に調和するものだとされていた。熊本バンドの出身であり、一八八〇（明治一三）年には大阪の天満教会会頭を務める（翌年辞任）など、キリスト教とのかかわりが大きかった当時の浮田の思想動向がうかがえる。

「英雄ト学者ノ異同ヲ論ス」<sup>4</sup>（一八八三年）では、政治や軍事を司り「実力ヲ以テ社会ヲ左右」する実務家・行動者としての「英雄」と、学問・研究を行い「知識ヲ以テ万物ヲ支配スル」認識者としての「学者」との異同を論じている。昔日では英雄と学者は必ずしも分離したのではなく「一身ニテ諸業ヲ兼テ」ていたが「社会ノ進化」によって分業が進み、「今日ハ学者ノ中ニモ諸種学問ノ分業起リ英雄ノ中ニモ軍事政務ノ分業行ハレ」るようになったことを指摘している。そして現代の世界では、アダム・スミスの自由貿易論の影響は「古今英雄ノ企テ及ブ所ニアラズ」、また「現今文明国」において実施されている三権分立はロックやモンテスキューらの思想から成立していることなどを挙げて、「帝王ノ位ニ坐シ廟堂ノ上ニ参シテ国家ノ大政

ヲ行フ者モ間接ニハ学者ノ手足タルニ過ギザル所アル」ことを指摘して、「英雄崇拜ノ害」を排すべきと主張している。この論説では社会が分業型に「進化」してきていること、そうした分業型社会における学者の職分の問題が、認識と実際行動の連関への注目とともに語られているのである。「英雄崇拜ノ害」については、この後も浮田の持論として語られることになる。

一八八五（明治一八）年に発表された「社会道德論」<sup>5</sup>のなかで浮田は、「凡ソ道德ハ社会ヲ結合スルモノ」であるとして、道德の重要性を説いている。そして道德の進歩した理想状態が真の文明であると述べている。翌年一八八六（明治一九）年の「文明ノ前途」<sup>6</sup>においては、現在の西洋文明も、未だ少数者の人権が多数者によって侵害されている状態からは正されていないことを指摘し、西洋文明の現在のあるあり方に対し理想的文明の見地から批判を下している。浮田は文明論という枠組みから歴史認識、現状認識と批判、さらにあるべき理想像や未来像の創出を行った思想家であったが、彼の文明論の視座は現実の欧米文明を基準とするのではなく、あくまでも「真ノ文明」を標準としたのであった。

## 2 具体的議論の段階へ

浮田の議論は明治一〇年代の抽象的議論から、明治二〇年代に入ると具体的議論へと変化を見せはじめ、時事論的要素が強くなってくる。このことについて尾崎ムゲン<sup>7</sup>は次のように指摘している。「明治一〇年代のそれ『六合雑誌』における浮田の論稿——引用者」は世間に訴えるというよりも、むしろ浮田自身の自己確認の活動の一端という

<sup>3</sup> 『七一雑報』や『六合雑誌』に掲載された浮田の論説については、姜克實『浮田和民の思想的的研究』（不二出版、二〇〇三年一月）が詳細に検討している。尾崎ムゲン『六合雑誌』と浮田和民『キリスト教社会問題研究』第三〇号、一九八二年二月（のち『六合雑誌』における浮田和民の理論活動について」と改題し、同志社大学人文科学研究所編『六合雑誌』の研究』教文館、一九八四年五月、に所収も参照。

<sup>4</sup> 『六合雑誌』第三六号、一八八三年八月。

<sup>5</sup> 『六合雑誌』第五三、五五、五六号、一八八五年四、六、八月。

<sup>6</sup> 『六合雑誌』第六四、六九、七〇号、一八八六年四、九、一〇月。

側面が強い。したがって時期が早ければ早いほど原則的、抽象的な問題提起、たとえば認識論、学問方法論などが多くなっている。これにたいして明治二〇年代は、一応成熟した宗教論、思想論、文明論、道徳論で、時代が下るにしたがって論点が具体的になり、論旨も多様になつていく<sup>7</sup>と、抽象的、自己確認的段階から、具体化、多様化していくというのである。

また発表メディアも『六合雑誌』のようなキリスト教系啓蒙雑誌だけでなく、『同志社文学雑誌』、さらには『国民之友』『国民新聞』のような民友社の雑誌・新聞と活動の場の幅が広がっていつている。特に『国民之友』はその創刊から関係し、特別寄書家として論説を寄せていた。『国民之友』は寄稿者の組織化を進めるため、名士に特別寄書家を依頼したが、当時まだ無名の浮田は、島田三郎・中江兆民・田口卯吉・矢野龍溪・尾崎行雄・植村正久ら著名な政治家・思想家・キリスト教者らとともに特別寄書家に含まれているのである。これは徳富蘇峰と幼少時代より関係が深かったこと。も大いに関係していると思われるが、単にそうした要因だけで特別寄書家に選ばれたとは思えず、やはり蘇峰から大家に混じって寄稿を依頼するに足る人物として考えられていたとして良いだろう。

明治二〇年代以降における浮田の論考は、それ以前に較べ、具体性を帯びて展開されていくのだが、それは「旧日本」が崩壊し「新日本」に建設せらるゝの一大時期<sup>8</sup>に「移らんとするの徴候」があるという時代認識から来るものであった。それは徳富蘇峰の「蓋し現今の所

<sup>7</sup> 『六合雑誌』の研究』前掲、二〇七頁。

<sup>8</sup> 徳富蘇峰とは幼少期の熊本時代からの仲で、花岡山盟約の同志である。熊本時代の回想として蘇峰は「余に福沢氏の文を紹介したるも君也。馬琴氏の文を紹介したるも君也。余は君の啓発によりて、始めて『学問の勧め』と、八犬伝の一部を愛読したり。若し余に少小にても、文学上の趣味ありとせば、之を刺戟発達せしめたる端緒は、乃ち君也」(『吾友浮田』、『満興雜記』民友社、一八九八年)と語っている。

謂る新日本なるものは、実に不完全の新日本」、「所謂破壊的の時代漸く去りて建設的の時代將に來らん」という認識や「当代ノ日本ハ創業ノ日本ナリ」という『日本人』の創刊趣旨などと並んで、維新以来のネイション・ビルディングは一応の完成をみたが、現在問題点が噴出しているという問題意識であり、そこから主体形成の問題、つまり近代国家の担い手たる国民的基盤の形成と国民教育の重要性とが強く論じられるようになるのである。

『国民之友』が創刊されて間もない一八八七(明治二〇)年七月に浮田は「英雄崇拜論」を發表している。同論説は先に検討した四年前の「英雄ト学者ノ異同ヲ論ス」と較べ読むと、上記のような浮田の言説の展開、つまり抽象的哲学論議から、時事論的な具体的要素をもちはじめその過程をうかがうことができ、興味深い。この論説で浮田はヨーロッパの歴史は「民政主義ノ歴史ナリ、平等主義ノ歴史ナリ、自由主義ノ歴史ナリ」といい、その「歴史ヲ編成スル為ニハ幾多ノ革命ヲ経テ漸ク成就シタル者」であるとして、「人心ノ革命」「宗教ノ革命」「学問ノ革命」「政治ノ革命」の四段階を経てきていると主張する。だがそうした革命を経た欧米諸国も「完全ノ世界」「真性ノ基督敎国」ではなく、「其ノ社会ハ決シテ完全ナル者ニ非ズ」、それ故に今の文明国は「第五ノ革命、即チ空前絶後ノ社会大革命」を起こさねばならないと浮田はいう。英雄が存在し、待望されるのは「天下ニ自由ノ未ダ全カラズシテ弊害ノ大ニ悪ム可キ者アルガ故」なのであって、「各人皆ナ英雄トナルノ日ハ、天下亦英雄ナキノ日」なのである。「英雄ト学者ノ異動ヲ論ス」においては分業社会における職分論という性格が強かったが、この「英雄崇拜論」では歴史認識がより具体性を帯びるとともに、社会変革の必要性が主張されるようになっていく。盲

<sup>9</sup> 『国民之友』第六号、一八八七年七月一五日。

目的な英雄崇拜を排して、社会の構成員各々が自発的に「英雄」のような優れた個人となり、そうした個人から構成される社会を創出していかねばならないという問題意識がこの頃から強くなってくるのである。

三年後に書かれた「記念碑流行の弊害」<sup>10</sup>でも、やはり優れた人物に対する尊敬の念は大事だが、「我国人民の富力に不相応な」記念碑建設の流行は大いに問題であり、そうした「不生産的」な事業よりも学校の建設のような社会的基盤整備を行うべきであると、空疎な英雄崇拜の弊害を指弾している。

そうした問題意識は、例えばほぼ同時期に竹越三又が「英雄崇拜ノ時代ハ已ニ過ぎ去リタリ」<sup>11</sup>において「英雄崇拜ノ時代ハ已ニ過ぎ去リタルゾ」と強く主張して「平等ノ趨勢」の到来を告げつつ、維新の頃の「過去ノ英雄、当時ノ元老」を批判しているのと比べると、竹越が現実の批判により力点を置いている点で違いを見せてはいるが、基本的には同じような「平民主義」的立場に立っているものとみなすことができるだろう。

新しい時代の課題を明らかにするためにまず歴史的な道程を顧みること、文明的観点に立つことからはじめ、そのうえで新しい課題を抽出し、理想的状态にどのようにすれば近づけていくことができるのかを考えて漸進的改良を加えようとする浮田の思考方法は、「英雄崇拜論」などが発表された一八八〇年代半ば以降一貫して引き継がれていく。

維新後、明治政府が推進した欧化政策に対し、この時期いわゆる国粹保存主義が発生したが、これに乗じてキリスト教を排撃する運動が起こってきた。大内青巒、島地黙雷、井上田了らによって一八八九（明

<sup>10</sup> 『国民新聞』第一九号付録、一八九〇年二月一九日。

<sup>11</sup> 『国民之友』第七号、一八八七年八月一日。

治二二年に結成された尊皇奉仏大同団という団体もそのひとつであるが、それに対し浮田は「尊皇奉仏大同団を駁す」<sup>12</sup>という論説で批判している。ここで浮田は仏教側の論理を「尊皇の主義は其附属目的」であり「方便にして目的には非ざるなり」と喝破している。この論説では「余輩今論ぜんとする所は単に宗教の真偽を争はん為に非ず方今我国外交逼迫、日一日より急なるの時に際し歐洲旨義と云ひ日本旨義と云ひ幾分か其進歩の速度を異にする所あるにせよ皆悉く第十九世紀の文明を追ふて走らざる者なし泰西文明の性質善か悪か暫らく弁ぜざるも可なり唯だ此文明の勢力たるや至大至剛、当る所破れずと云ふことなく触るゝ所砕けずと云ふことなし此勢力に順ふ者は生き此勢力に逆ふ者は死す」と、文明化の必然と国際社会での国家的独立の確保とが目下焦眉の課題であることが強調され、現在の仏教は「到底国家文明の命脈に大害ある」と批判されているのである。この論説はまた、發布されたばかりの帝国憲法に何度も言及し、さらに「愈々明年を期して国会を開設せらるゝに至り、君主専制の時代から君民同治の時代、藩閥政治の時代から国会政治の時代へと、時代が一変すると高唱していることも注目される。

一八九〇（明治二三）年の『国民新聞』創刊に際し、その創刊号に祝辞として執筆した「国民新聞の発行を祝す」<sup>13</sup>では、民友社が「道徳主義」の政治論・外交論を唱えているとしたうえで、今後『国民新聞』が国民に対して持つ義務として、次のふたつを挙げている。ひとつは、現在徐々に「政党之世」になってきているが、その分政党間の問題・弊害が頻出してきている、その中で『国民新聞』は「社会の現象を分析」したり「斬新奇抜の高論」を掲げるだけでなく、「政党間道徳上の指南針となりて真正なる義と利の正に符合する所以を表

<sup>12</sup> 『国民之友』第四三号、一八八九年三月二日。

<sup>13</sup> 『国民新聞』第一号、一八九〇年二月一日。

示」すべきであるというものである。そしてふたつ目は、世界の「外交上の行為は全く道徳律の範囲外に運動」<sup>14</sup>して、「万国公法と云ふは名のみにして未だ其実」がないという現状に対し、今後は少しずつ文明が進歩して外交も道徳的になっていくのだから、「我国の如きは成る可く外交上の聯合同盟を避けざる可からず」こととともに、各国と争わず、「東洋の天地言論の世界国民道徳論を主張して木鐸たらん」こと、である。この論説は創刊の祝辞ということもあって、高邁な理想を謳う傾向が強いといえるが、やはり道徳的な理想状態に近づき実現していくための重要な機関として新聞・ジャーナリズムを考えていることがわかるものである。

### 3 アメリカ留学時代

浮田は一八九二年九月から一八九四年三月までアメリカに留学している。この時期の浮田については姜克實『浮田和民の思想史的研究』（不二出版、二〇〇三年二月）の第7章に詳しいが、アメリカ在住時の浮田は数編の論説を『国民之友』や『六合雑誌』に寄稿しているだけで、その思想動向などに関してはあまり詳細にはわからない。姜克實は「学資の問題や健康の問題、さらに宣教師とのトラブルなど」「浮田の留学は決して順調ではな」かったこと（二六九頁）、渡米後の見聞や経験から「アメリカの宗教現状と社会道徳への失望感」を浮田が味わったこと（二九二頁）、などを挙げて「悪夢のような一年半」（二九五頁）と評している。

この時期についてエピソード的に興味を惹かれるのは、当時熊本五高を辞したラフカディオ・ハーンが『神戸クロニクル』に執筆していた社説の中の一冊で、浮田（らしき人物）の論文に言及していることである。アメリカ在住の浮田を日本在住のハーンがとりあげている（

と自体も興味深い事柄であるが、その論説「日本と西欧の芸術についての一日本人の発言」<sup>14</sup>（一八九四年）をハーンは「アメリカ在住のK・ウキタという日本人」が「聖職者のための超宗派のキリスト教新聞」である『インディペンデント』紙に、日米の女性に関する論文を寄稿し、注目を集めている」という書き出しで始めている。「外国の書物や教師に頼って発言するとき、彼は奇妙な誤りを犯すし、宣教師たちがろくに知らない問題についての彼らの古いありきたりの発言を繰り返す。しかし、この論文の随所に、日本人の感情の面白いほど率直な表現があるので、読者はそれらの誤りを容易に許すことができる」と、西洋人の目から見ると、浮田が西洋的知識に立脚して発言しているところは明らかな誤りやクリシエに満ちていると映るのに対し、日本人としての視点はユニークに見えるのだとハーンは指摘している。そして、「西洋の美術は非常に美しい。しかし、それはあまりにも写実的である。それゆえ、写真とほとんど変わることがない」という浮田の文章を引用したのち、「彼の発言はその不正確さにもかかわらず、興味深いものである。自国の芸術に本當に感動できる日本人に西欧の芸術が与えた第一印象を、この発言は率直に表現している。また、写真についての言葉を除けば、ウキタ氏が述べている西欧芸術の写実主義と日本芸術の理想主義についての意見は、西洋の一流の批評家の何人かの判断とまさしく一致しているのである」と、その意見の率直さ、また表層的な知識の不正確さを超えた直観的「判断」を称賛している。ハーンはこの文章を「今はただ、西欧の事柄についてみずからの信念を外国の出版物に披瀝する勇氣を持っている、この日本人批評家の快挙に、満足の意を表わすことだけに留めておく。外国に

<sup>14</sup> 『神戸クロニクル』一八九四年一月二八日、原題はA Japanese on the Art of Japan and the West. 『ラフカディオ・ハーン著作集』第五卷（東西文学評論その他）恒文社、一九八八年七月、所収。

いる日本人が、外国の影響を受けて書いた、非常に馬鹿らしい文章が多かったが。この日本人の例は、自分の意見をすべて他人からの影響を受けずに述べている点で、称賛に値すると筆者には思える」と、ほとんど手放しの礼讃で終えている。浮田の論説が実際にどの程度「注目を集め」たのかは今のところ全くわからないが、少なくとも日本にいたラフカディオ・ハーンの間にはユニークで好ましいものと映ったことは間違いないだろう。

ただし、このような手放しの賛美は、実は大きな問題を持っているとも考えられる。太田雄三は、ハーンの日本・日本人理解における「人種主義的傾向」を指摘している<sup>15</sup>。太田によればハーンは「ほとんどつねに日本人と我々（西洋人）はいかに違うかという問題を問題にし」ており、その作品では「日本人は本当には理解できない存在として描かれていることが多い」（一三頁）という。人種決定論に立脚したハーンは「日本人と欧米人の違いには目を向けたが、ものめずらしく感じられない両者の共通面は見過しがち」（二〇頁）だった。「日本人がどんなに好印象を与えるにしろ、日本人と自分との距離を強調し、日本人を自分と同じ人間としてではなく、妖精として、また日本を妖精の国として描く」（九八頁）という傾向をハーンは有していたのだと太田は指摘している。まさに「オリエンタリズム」がハーンの本論・日本人論から抽出できるわけで、浮田の発言に日本人の美質（しかも明治以降急速に失われつつあるそれ）である率直さと、「神秘的」直感とを読み取るハーンに、オリエンタリズムの視点を指摘することは不当とはいえないだろう。

#### 4 日清戦争期の「国民的使命感」

15 『ラフカディオ・ハーン―虚像と実像』岩波新書、一九九四年五月。

一八九二（明治二五）年に発表された「日本道德論」<sup>16</sup>では、旧日本が封建社会であったためにその道德も封建道德であったこと、新日本は旧日本のように単純な社会ではなく、その道德もまた単純たりえないことを指摘し、新日本の社会が要求する道德のあり方を、「學術的道德」「産業的道德」「憲法的道德」の三種であるとしている。そうした道德に基づいて「東洋に於て一の完全なる憲法政治国を創立し」「亞細亜の模範となる」べきと説いている。この論説において、「人各々天分あり、国も亦た各々其天分あり、故に人各々天職あり、国も亦た各々其天職あり」と、日本の天分及び天職が問題とされている。「東洋の師範国」である日本は、「東洋に於て一の完全なる憲法政治国を創立し憲法的道德の光を輝かし以て亞細亜の模範とな」らねばならぬ、という「国民的使命感」<sup>17</sup>が言明されているのである。

一八九四年の「新日本建設の要素」<sup>18</sup>でも、「新日本の旧日本と異なる所以、日本帝国の亞細亞諸国と異なる所以実には此憲法政治の有無に繫れり」と記され、「憲法政治」が「新日本建設の要素」として挙

16 『国民之友』第一五六号、一八九二年六月三日。引用は『倫理的帝国主義』隆文館、一九〇九年一〇月、より。

17 このような国民的使命感・使命意識は徳富蘇峰や竹越三又の言説にも何うことのできるものであるが、その「国民的使命感」とは、松本三之介氏のまとめによれば「政治的・文化的統一体としての国民が、世界に対して何を寄与することができるか、または寄与しなければならないかという使命意識のことである。また、あるいはそれよりも若干広い意味で、統一体としての国民が外なる世界――アジアおよび欧米――に向っていかなる態度または姿勢をとるべきかという問題にたいする指導的意見のこと」である（松本三之介「国民的使命感の歴史的変遷」『近代日本思想史講座8 世界のなかの日本』筑摩書房、一九六一年六月。のち松本『近代日本における政治と人間』創文社、一九六六年一月、に所収。『近代日本における政治と人間』一九九頁）。拙稿「東西文明調和論」の三つの型―大隈重信・徳富蘇峰・浮田和民」『大東法政論集』第九号、二〇〇一年三月、も参照。

18 『国民之友』第二三五号、一八九四年九月一三日。

げられる。このように、アジアではじめての立憲国という規範意識が非常に強くうちだされているのが、同時期の徳富蘇峰などの言説に比べて特徴的といえ、立憲主義の重視はこの後浮田の議論に一貫している。「完全なる憲法政治国を創立」して、外に向かつては「東洋の師範国」「亜細亜の模範」となり、「日本が盟主となりて結合せしめたる亜細亜聯邦」を創出すること、またそのためにも内においては「憲法を擁護し内治を完全し民力を養成」すること、そうしたことが「世界の日本」「アジアの日本」として「世界人類の文明」のために果たすべき役割、日本の「国民的使命観」なのである。

浮田の議論を追っていくと、一八八〇年代後半の段階では、自然法思想が肯定され、また「武職から産業へ」というスペンサー的な社会形態の発展が論じられる。その後、天賦人權説は否定され、社会有機体説が強調される。この段階に至って、非常にはつきりとうちだされるのは「社会公共の福祉」である。最初期においても「個人の自由と公共の意志との調和」が文明状態であるとの認識が見出されたが、この段階において自然権・自然法思想が否定され、改めて「社会公共の福祉に必要なり」と「社会、若くは国家の強力を加へて擁護」された個人の自由が主張されたことから伺えるのは、古典的な自由観では立ち行かなくなつた時代にいかん「個人の自由と公共の意志」とを「調和」させるか、という問題設定である。

一八九二年の「立憲国に於ける教育の方針」<sup>1)</sup>ではスペンサーの最終的理想としての無政府の個人主義が「頗る高尚にして文明の極度」とされつつも、その実現不可能性という点により退けられる。そして「一個人方便に非ず社会も亦た方便に非ざること」が主張され、「国家あるが為に家族の目的を害するものに非ず国家は家族の不足を補

ふ者なり」と社会公共のための国家の介入が肯定される。また「社会上の無政府」<sup>2)</sup>では、「自己独立すれば必ず他人の独立を助け社会公共の福祉を増進せんとするは人間自然の天性」であるとしている。

このように、一八九〇年代をとおして、「社会公共の福祉」という志向はゆるぎのないものになっていく。そうした問題意識から、つぎには、いかなる社会いかなる国家を創出すべきか、またそれを担う国民をどのように作り上げるか、ということが論じられることになる。そしてそれとともに、対外的には日清戦後の時代状況と相俟つて「国民的使命観」をどのように形成し、展開するかが問題とされるようになるのである。

## 5 「国民的使命観」と「倫理的帝国主義」

「日本道徳論」(一八九二年、前掲)においては、先にも引用したように「人各々天分あり、国も亦た各々其天分あり、故に人各々天職あり、国も亦た各々其天職あり」として、日本の天分及び天職が問題とされている。

宗教美術及び學術に於て日本は誠に東洋の師範国たるの天分を有するものにあらずや。且つ希臘の文明は多くの点に於て古今無比と称せらるゝも其政治の天才、愛国の道徳に至りては、日本遙かにその上にあり。「中略」日本は東洋に於て一の完全なる憲法政治国を創立し、憲法的道徳の光を輝かし以て亜細亜の模範となるの天分を有するにあらずや。是れ即ち日本帝国が東洋の英国たり、また東洋の希臘たるの天職を全ふする所以にあらずや。「中略」日本人民若し此天分を守る能はずんば、抑も何の顔ありてか天下に対せんや。

1) 『国民之友』第一七四、一七五号、一八九二年二月三日、一三日。

2) 『国民之友』第三六〇号、一八九七年八月七日。



日本帝国若し此天職を尽す能はずんば、亦何を以て世界に立んや。万一我国が此天分を空うし此天職を徒らにするの日あらば、是れ世界、日本なきに等しきなり、是れ天下亡びたるに同じきなり。

「宗教美術及び学術に於て日本は誠に東洋の師範國たる」天分のうえに「日本は東洋に於て一の完全なる憲法政治國を創立し、憲法道的徳の光を輝かし以て亞細亞の模範となる」の天分を有する者として、「東洋の英國たり、また東洋の希臘たるの天職」を果たさねばならぬ、という「国民的使命觀」がこのようにして表明されるのである。

一八九〇年代に入ると、明治維新以来の日本を「旧日本」としたうえで、それを乗り越える「新日本」建設の時代に入ったとの自覚が語られるようになる<sup>21</sup>。そして「今や我国まさに建設の時代に進まんとせり。其の要件甚だ多し。而して思想の独立最も急となすなり」として「独立の思想を有する者」の養成の必要性が述べられるのである。

また一八九四年の「新日本建設の要素」(前掲)では、「新日本の旧日本と異なる所以、日本帝国の亞細亞諸國と異なる所以實に此憲法政治の有無に繫れり」「日本人民は外難急迫の時と雖ども國家の神器として憲法を擁護し内治を完全し民力を養成せべきことを忘る可からず。内政は本にして外政は末なり。内政拡張せば外政は自ら発揚せん」と記され、「憲法政治」が「新日本建設」のために欠かせない「要素」として挙げられる。このように、日本がアジアではじめての立憲國であるということが重要視され、立憲主義を内政において發展させねばならないという使命意識が非常に強くうちだされているのである。

<sup>21</sup> 『建設の時代將に來らんとす』『同志社文学』第七八号、一八九四年六月。維新以来の文明開化路線は「封建制度を一掃せん」とするものとしては有効であったが、それは「理論も単純」な「破壊の事業」であったといい、今に至って「漸やく反動の氣運生じ」、国粹保存論など文明開化の視点からは退行と映るような現象が起きてくるがそれらは「実は時勢一変して正に建設の時代に入らんとするの徴候」であるとして、破壊から建設の時代に移行しつつあると論じている。

そしてさらに日清戦後に発表された「新日本の大問題」<sup>22</sup>では、国内的なネイションの(再)形成のみならず、国民のなすべき対外的使命意識が問題とされる。「朝鮮独立の扶植と東洋平和の担保とを貫徹するために行われたはずの日清戦争は「我國の為に失敗せりと言はざるを得ない。しかし現在の世界は「日本倒れば亞細亞も亦倒れん」というヨーロッパに併呑されかねない情勢なのである。「日本起らば亞細亞も亦起らん。亞細亞起らば軍事上に於て經濟上に於て歐羅巴の競争者とならん」、そうしてヨーロッパ、アジア、アメリカの各連邦が形成されることにより、「相制し互に相平均し以て天下を三分し能く世界の文明を増進」して、「正義平和の王国建設せられ人類の文明時代の開元」となるであろう、それが「新日本の大問題」であり「新日本の大理想」である、と浮田はいう。

このように、内における「旧日本」の崩壊と、外における「万国公法」的世界秩序の崩壊という二重の崩壊の時代、つまり現在が内に向かって外に向かつて「新日本」を建設せねばならない時代であるとの認識をこの時期の浮田には強く見ることができるといえる。こうした認識を前提として浮田の「倫理的帝國主義」が提唱されるに至る。「倫理的帝國主義」提唱の前提となる認識は文明開化以来のネイション・ビルディングに対する反省のうえに立っており、同時に日本国およびその国民がいかにして「正義平和」「人類的文明」に貢献できるか、という「国民的使命觀」が問題とされているのである。

## 6 国民教育の理想

浮田の議論において、こうした社会・國家構想はそれを支える国民

<sup>22</sup> 『国民之友』第二七七号、一八九六年一月四日。

の創出が不可欠であり、そのためには教育という営為が重要な位置を占めている。最後に一八九〇年代における浮田の教育論について概観しておこう。

一八九一（明治二四）年の「教育の目的」が管見の限り、教育をテーマとした浮田の最初の論説であるが、この論説で浮田は「教育の目的ハ決して生徒をして英雄豪傑となす為に非ず」「学校ハ決して英雄豪傑の養成所に非ず」と述べている。先に見た「英雄ト学者ノ異同ヲ論ス」（一八八三年）における「英雄崇拜ノ害」を排せよという主張がここでも継続していることがわかる。それとともに「英雄崇拜論」（一八八七年）での「各人皆ナ英雄トナルノ日ハ、天下亦英雄ナキノ日」であるとの主張がさらに展開されている。安易な英雄崇拜は退けられるべきであるが、実際には人間は「皆な英雄崇拜の天性」を持っており、英雄崇拜は「人性に欠く可からざる」ものなのである。ここで浮田は英雄崇拜を問題視しつつ、いわゆる英雄豪傑とは別の定義つまり「多く運命を動かす者は英雄豪傑なり多く人をして運命を動かさしむる者も亦英雄豪傑なり」という視点を導入する。人間は運命の奴隷に似たものだが、その運命にただ従うのではなく「運命を動かさんとする」ものであり、自らの力で運命を動かそうとすることこそが英雄的行為であるとする。「自己の罪悪、過失、迷信等の為に運命に負くる者は即ち凡民なり匹夫なり夫れ教育の目的は此の如き凡民匹夫の人口を減少し自ら運命を動かして運命の区域を狭ばめ人力の領分を広めんとするに在り然らば則ち英雄を生産するは是れ教育の目的なりと云ふも不可あること莫し」として、「自ら運命を動かすことのできる能動的で「独立の思想を有する」人間を養成することが教育の目的であるとされる。

日清戦後になると、「教育機関の刷新、拡張を要すること、是れ亦無論の事なりとす。特に教育は国本を培養するの要道なり」と、焦眉

の課題が「教育機関の刷新、拡張」であるとされる。現在の日本においては教育の理想として「国家主義の理想」と「個人主義の理想」があるが、前者は「個人が度外視」され、後者は「国家を方便視」する傾向がある。これは社会と個人が「互に独立せるものと」見なされているからである。社会を目的とすれば「個人は方便にして社会の奴隷たらざるを得ず」、個人を目的とすれば「社会は方便にして個人の器械たらざるを得」ぬことになってしまう。「社会と個人の関係は国民教育の理想を確定する上に於て最も重要な問題」であるが、特に表面的な国家主義は利己主義者を養成する結果となるので、国家主義の弊害は個人主義より甚だしいと浮田は述べている。社会の進化には段階があり、第一期は秩序が要件とされる国家主義教育の理想の段階、第二期は進歩が要件の個人主義教育の理想の段階である。現在は欧米も日本も第二期にあるが、国家主義・個人主義それぞれの弊害も「極点に達せんとするの時期に際」している。今後は「二者の弊を去りて其利を調和」していかねばならず、これこそ国民教育の理想であるというのである<sup>23</sup>。

また普通教育の要求も強く主張されている。「国家は一階級の国家にあらずして全国民の国家」であり、教育も全国民に必要であるとす。 「人民全体を以て国民となし」、政治に「一般人民を参与せしめ」ねば「国家自衛」は不可能である。ここで浮田は国民間の分断を拒否し、「国民とは富者のみに非ず、又た男子のみに非ず。女子も亦た国民」である、「普通教育とは彼の普通選挙法の如く男子のみに限るべきに非ず。真に普通教育にして貧者にも女子にも普及せしめざる可らず」と貧富の差や性差によって教育の格差ができていないことを批判し是正しようとしている<sup>24</sup>。

<sup>23</sup> 以上、「国民教育の理想」『国民之友』第三六四号、一八九七年二月一〇日。

<sup>24</sup> 以上、「教育の過去、現在、及び将来」『教育公報』第二一七号、一八九八年一

国家主義・個人主義の「二者の弊を去りて其利を調和」・止揚するという「国民教育の理想」に基づき、独立の精神を持った人間を養成することが一八九〇年代の浮田和民の教育についての構想であった。その方法としては、貧富や身分、性別などによる格差を解消し、「全国民」を対象とする普通教育が要請された。こうした主張はいわゆる大正新教育を先取りするものであり、さらにその枠内をはみ出るものであったといえる<sup>250</sup>。

本格的に「倫理的帝国主義」を提唱し、さらにその主張が変容を遂げ思想的展開を見せていく二〇世紀前半の浮田の教育思想については、本稿で取り扱う範囲を超えるため他日を期したい。

#### 子ども学科教授・近代日本政治思想史

月一五日。

<sup>250</sup> 浮田の教育論が「教育史上常に帝国主義的教育論の典型とされてきた」ことに疑問を呈し、「浮田が谷本〔富―引用者〕と同列に「新教育のバイオニア」として位置づけられるべきことは疑うべくもなく明らか」だとした論考に門脇厚司「明治末期『国民教育』論の検討―大正期「新教育」の評価に触れて」『淑徳大学研究紀要』第五号、一九七一年三月、がある。また「自然権論」を基調とする公民教育」に焦点を当てて、浮田や高田早苗、竹越三又ら「立憲帝国主義者」の公民教育論を検討した研究に松野修『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会、一九九七年、がある。